

長浜市中心市街地 AI カメラデータ利用規約

(目的)

第1条 この利用規約（以下、「本規約」という）は、長浜市（以下、「本市」という）が取得した AI カメラによる通行者数データ（以下、「本データ」という）の利用者への提供に際しての条件を定めることを目的とする。

(利用者)

第2条 本データの利用者は、長浜市中心市街地の活性化に資する事業、研究等を行う者のうち、次のいずれかにも該当しない者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業若しくは当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
- (2) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体又は長浜市暴力団排除条例（平成23年長浜市条例第43号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員

(利用目的)

第3条 利用者は本データを次の各号の目的で使用することができる。

- (1) 通行者の年代・性別や、日ごと・時間ごとの通行者数の増減を分析する事により、イベント等の事業効果を数値で把握し、現状の改善・新たな企画の立案
- (2) 曜日・時間帯・客層等に合った店舗等の経営
- (3) その他長浜市中心市街地の活性化への寄与

(利用の申込み)

第4条 本データを利用しようとする者は、本規約を遵守する誓約書兼同意書（様式第1号）を市に提出しなければならない。

(第三者のデータ利用について)

第5条 利用者は必要な範囲で第三者に AI カメラデータを提供してよいものとする。データ提供の際には、第三者に誓約書兼同意書の内容を共有しなければならない。

(利用者情報の変更)

第6条 利用者は、誓約書兼同意書に記載した内容に変更があった場合、また、本データの取得が不要となった場合には、本市の定める方法により当該変更事項を遅滞なく本市に報告するものとする。

(ユーザーID及びパスワードの管理)

第7条 利用者は、自己の責任において、本データに関するユーザーID及びパスワードを適切に管理及び保管するものとする。

2 ユーザーID又はパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は利用者が負うものとする。

(料金)

第8条 利用者は、本データを無償で利用できる。

(活用状況調査)

第9条 利用者は、本市が行う本データの活用状況の調査に協力するものとする。

(データ提供の停止等)

第10条 本市は、以下のいずれかに該当する場合は、利用者に事前に通知することなく、本データの全部又は一部の提供を停止又は中断することができる。

(1) 本データに係るコンピュータシステムの点検又は保守作業を緊急に行う場合

(2) コンピュータ、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等により本データの提供ができなくなった場合

(3) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本データの提供ができなくなった場合

(4) 利用者が第3条に規定する目的以外でデータを利用したと判明した場合

(5) その他本市が停止又は中断を必要と判断した場合

(保証の否認及び免責)

第11条 本市は、以下のいずれかについて、明示又は黙示を問わず保証しない。

(1) 本データが利用者の特定の目的に適合すること

(2) 期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること

(3) 本データの利用が利用者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること

(4) 継続的に利用できること

(5) 不具合が生じないこと

2 本市は、本データに起因して利用者または第三者に生じた直接的損害、付随的損害及び逸失利益等に関して一切の責任を負わない。

3 利用者と他の利用者又は第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、利用者が自己の責任によって解決するものとする。

附 則

この規約は、令和4年8月3日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年1月28日から施行する。